

# ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 27 2009年 10月 3日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判今後の日程】

## ☆対栃木県知事・3ダム訴訟 証人尋問

10月15日（木）13：30～ 宇都宮地裁302法廷

花輪 伸一さん（WWF J）が環境問題を、地元住民の

立場で鹿沼の広田さん、高橋さん、小山の伊藤さんが証言

原告は勿論、大勢で傍聴参加し、裁判を盛り上げましょう。

## ☆対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟・控訴審第2回

12月22日（火）13：10～ 東京高裁822法廷

地域政策学の専門家・作新大学太田教授にお願いし、「水需要の右肩上がりの時代は終わった。

今後は既存の水源を活用すべきであり、ダム事業に参加するのは宇都宮市にとって得策ではない」との専門家意見書を提出する予定。この湯西川ダム利水訴訟の高裁判断は、他のハツ場ダム訴訟に大きく影響する可能性があるという意味でも非常に重要ですが、いつ結審となってしまかわかりません。第2回には栃木からも大勢で傍聴に行きましょう。ムダなダムをストップさせる栃木の会から交通費実費を補助します。

## 公共事業見直しで南摩・湯西川ダムはどくなる！！

### 「南摩ダム・湯西川ダム建設事業の

### 見直しに関する要望書」を提出

政権が民主党に移り、大型公共事業の全面見直しが進みそうだ。川辺川ダム、ハツ場ダムに続いて南摩ダム、湯西川ダムを含む143のダム事業が見直しの対象となっている。9月24日、当会は福田昭夫衆議院議員宛に南摩ダム・湯西川ダムの見直しに関して、他の7団体と連名で以下のような要望書を提出した。

今回の総選挙で民主党が大躍進され、その結果としてムダな公共事業が見直しされることになったの

は、以前からムダな公共事業として南摩ダム、湯西川ダム、ハッ場ダムの建設反対運動を続けてきた私たち栃木県内の市民団体にとって、大変喜ばしい事態と受け止めております。

報道では、前原国土交通大臣がハッ場ダム、川辺川ダムの建設は中止と言明されていますが、これら2つのダム事業に引き続き、ムダな公共事業の典型とも言うべき南摩ダム、湯西川ダムも、是非とも建設中止のリストに加えていただきたく、ここに「思川開発事業（南摩ダム）および湯西川ダム建設事業の見直しに関する要望書」を提出する次第です。

福田昭夫様におかれましては、これらのダムの建設中止に向けて、県内の民主党国会議員の方々ともども強力に活動して下さいますようお願い申し上げます。

南摩ダムがムダである理由はすでにご承知のとおり、治水、利水とも必要性がなく、水収支も成り立たないということです。また湯西川ダムがムダである理由はやはり治水、利水とも必要性がないことです。さらに湯西川ダム建設予定地周辺には絶滅が危惧される生物種が多数生息しているにもかかわらず、環境影響評価が可能なほどのデータもなく、非常に杜撰な評価しか行われていません。ダムありきの結論が先にあったことは明白です。

一方、水没予定地域ですでに移転を済ませた多くの地元住民の方々にとっては、反対運動に疲れ果て、下流で水が必要ならばとやむなく苦渋の決断としてダム建設を受け入れた経緯があります。今さら建設中止となっても、にわかには受け入れがたい心情でありましょう。今後はムダなダムのゆえんを公の場で徹底的に検証し、地元住民の方々のお話も十分に聞き、ダム無しの町づくりについてしっかりと議論していただけるよう、国会議員の皆様がお力を尽くして下さいますようお願いいたします。

提出団体：ムダなダムをストップさせる栃木の会・思川開発事業を考える流域の会・  
ダム反対鹿沼市民協議会・鹿沼の水を守りダムに反対する会・鹿沼市民の会・  
黒川の水を守る会・水環境条例制定ネットワーク・栃木の水を守る連絡協議会

## 【法廷の記録】

# 南摩ダム・湯西川ダム・ハッ場ダム せ〜んぶしなダム

## 宇都宮地裁法廷で嶋津さんが証言

9月10日（木） 対県知事・3ダム訴訟第21回

原告弁：水問題に関わるようになったきっかけは。

嶋津：大学院時代に工場の水需要実態調査をおこない、水使用の合理化技術について調査報告書をまとめたこと。その後就職した東京都の公害局では、地下水を大量に使用する事業所に対し、水利用合理化を指導し、10年間で3分の1にまで大幅に削減することができた。研究の成果は行政に評価され、建設省土木研究所が設置した「水使用合理化技術調査委員会」にも参加した。この頃は、水使用の合理化が進めば河川行政がダムをなるべく造らない方向に進むのではないかと期待したが、そうはならなかった。

原告弁：これまでに関わった裁判について。

嶋津：相模大堰（宮が瀬ダム）差し止め裁判、徳山ダム差し止め裁判にかかわった。水需要は近い将来横這いになるので、ダムからの取水をしなくても済むと主張し、ダム建設計画の見直しを注文した。相模大堰の判決には、水需要の実績値と予測値との乖離が指摘されているが、敗訴だった。裁判に求めることは、事実に基づいて厳正に判断して欲しいということだ。

原告弁：南摩ダムで利水を予定しているという2市8町について。

嶋津：そもそも使うあてがあるのかどうか疑問だ。2市8町に対し県が広域水道として供給する予定の数字であったが、計画そのものが無いということが分かった。取水設備を作るのに

は180億円以上かかると考えられ、そもそも必要が無いので計画も無いということ。

思川開発関係地域の上水道の1日最大給水量を見てみると、90年代から横這いになっており、現在5万トンの余裕があるので、思川開発はまったく必要ない。給水人口は今後多少は伸びるが、区域内人口が頭打ちであるため、今後1日最大給水量は横這いになると思われる。節水機器の普及により、使用水量が減っており、明らかに使うあてのない水だ。

原告弁：鹿沼市では独自に参加すると言うが。

嶋津：市長が議会で「できる限り地下水で賄えるよう努力する」と答弁しており、思川開発関係の水道拡張計画は棚上げにされた。鹿沼市は現在でも余裕があり、今後とも必要ない。計画が将来も棚上げのままとなる可能性は大きい。

原告弁：小山市の場合はどうか。

嶋津：小山市上水道の1日最大給水量のグラフから、今後水需要が増えることはありえないのではないか。

嶋津：栃木県は上水道の地下水依存率が全国平均よりも高く危険だとしているが、もっとも良質な水道水源は地下水である。また地盤沈下についても、97年以降の沈下面積はゼロであり地盤沈下は沈静化している。保全地域の地下水採取量のうち農業用が8割前後を占めるのに比して水道用水の占める割合はわずか5%程度。被告の主張は意味のないことだ。

嶋津：栃木県の利水面からみて思川開発事業は必要なく、使うあてもなく、多額の金を払ってただ抱えておく他にあてのない水源になる。

原告弁：次に、南摩ダムは水のたまらないという問題があります。簡単に説明してください。

嶋津：南摩ダムは1億トン以上の水を貯めることができるが、南摩川は小河川で流れが少ないため、思川開発事業の当初計画では、水が豊富にあるがダム適地がない大谷川の水を導水管で引いてくることになっていたが、今市市の反対でそれができなくなった。現在、黒川及び大芦川から取水することになっているが、それでも国交省のデータでシュミレーションしても計画どおり水が貯まらない。また、最近のデータを使ってシュミレーションしても同様の結果となることがわかった。

嶋津：南摩ダムの流域は非常に面積が小さく、下流に対する治水効果はほとんどゼロだ。98年から02年の3回の洪水で、ダム地点の観測流量からダムの治水効果を計算してみたが、1%程度の効果しかなかった。思川開発の事業計画では、上流ダム群によって洪水を調節するというが、実際に計画があるのは南摩ダムだけである。また、洪水流量の求め方も流出計算モデルの作り方が非常に問題である。

2002年7月の洪水時に、乙女地点の観測水位が氾濫危険水位を超えたことがあった。この水位の異常上昇は河川改修が遅れていることを意味している。限られた予算の中でダムに大きな予算が投じられ、優先すべき河川改修がなおざりにされている。

原告弁：湯西川ダムの治水について。

嶋津：川俣ダム、川治ダム、五十里ダムの3つのダムで完結していた鬼怒川治水計画に湯西川ダムをむりやり割り込ませただけで、湯西川ダムはあってもなくても同じということ。

鬼怒川の現況流下能力は鬼怒川下流では不足している。洪水で水位が上昇すると堤防への浸透によるすべり破壊やパイピング破壊が起きやすくなり、鬼怒川中流部の特に右岸では破堤の恐れがある。河川改修の予算が減ってきており、ダム建設が優先され河川改修は後回しにされている。

原告弁：最後に八ッ場ダムの治水について聞きます。

嶋津：カスリーン台風が再来した場合、八ッ場ダムの治水効果はないことが国交省の計算結果でわかっている。八ッ場ダムの治水効果が乏しい理由は、雨の降り方による。台風時、八ッ場ダムの上流には大して雨が降らないから。

原告弁：八ッ場ダムの栃木県の負担額について

嶋津：80年に1.44%の負担と決まり、04年9月の変更の際にも、同率で決定している。算出の根拠は、カスリーン台風時の洪水を対象洪水とし、洪水地形分類図を元に氾濫の予想される区域を受益区域とし、固定資産の状況を評定して分担率が決まった。氾濫予想区

域に栃木県の足利市、佐野市が含まれるが、利根川から両市までは7kmあり、ここまで氾濫することはありません。その後05年3月に関東地方整備局から出されたカスリーン台風再来時の利根川水系浸水想定区域図を見ると、足利市、佐野市は除かれています。1949年8月の洪水（キティ台風）の降雨パターン、98年9月の降雨パターン（過去50年で最大の洪水）を用いた新しい計算結果が09年2月に関東地方整備局から公表されたが、これによると氾濫区域が足利市、佐野市に及ぶことはないことが示された。

原告弁：藤岡町についてはどうか。

嶋津：原告の伊藤氏が現地を踏査した結果によると、想定図の半分程度ということである。仮に藤岡町の部分は氾濫区域図が正しいと仮定しても、栃木県の負担額は1億円程度かあるいはもっと少なくなるはず。栃木県が八ッ場ダムの費用を10億円も負担する根拠はない。

嶋津さんの証言は以上。

お知らせ

## 南摩の自然観察とヤマナシ収穫祭

日時：2009年10月24日（土）9時

集合場所：鹿沼市上南摩 室瀬バス停付近

持ち物：昼食・飲み物適宜、観察・筆記用具、川に入りたい人は長靴等

参加費：500円

主催：思川開発事業を考える流域の会・ムダなダムをストップさせる栃木の会・日本野鳥の会栃木県支部・水環境条例制定ネットワーク

問い合わせ：事務局 TEL 0285-23-8505 FAX 0285-22-5608

観察会終了後、ヤマナシの果実を収穫できれば、調理して味わう予定ですが、今年は実の付き方はどうなのでしょう。

### 総会終了のお知らせと会費納入のお願い

9月10日の裁判説明会（弁護士会館）終了後、2008年度ムダなダムをストップさせる栃木の会の総会をおこない、活動報告・会計報告が承認されました。2009年度（2009年4月～2010年3月）の会費が未だの方には振込用紙を同封しましたので会費納入をよろしくお願ひします。

(3000円/年)

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東2-10-22

TEL：0285-23-8505

FAX：0285-22-5608

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609